

四半期報告書

(第78期第1四半期)

自 平成24年1月1日
至 平成24年3月31日

ヤマハ発動機株式会社
(EDINETコード:E02168)

目 次

	頁
表 紙	1
第一部 企業情報	
第1 企業の概況	
1 主要な経営指標等の推移	2
2 事業の内容	2
第2 事業の状況	
1 事業等のリスク	2
2 経営上の重要な契約等	3
3 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	3
第3 提出会社の状況	
1 株式等の状況	
(1) 株式の総数等	8
(2) 新株予約権等の状況	8
(3) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等	8
(4) ライツプランの内容	8
(5) 発行済株式総数、資本金等の推移	8
(6) 大株主の状況	8
(7) 議決権の状況	9
2 役員の状況	9
第4 経理の状況	10
1 四半期連結財務諸表	
(1) 四半期連結貸借対照表	11
(2) 四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書	13
四半期連結損益計算書	13
四半期連結包括利益計算書	14
(3) 四半期連結キャッシュ・フロー計算書	15
2 その他	19
第二部 提出会社の保証会社等の情報	19

四半期レビュー報告書

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年5月15日
【四半期会計期間】	第78期第1四半期（自 平成24年1月1日 至 平成24年3月31日）
【会社名】	ヤマハ発動機株式会社
【英訳名】	Yamaha Motor Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 柳 弘 之
【本店の所在の場所】	静岡県磐田市新貝2500番地
【電話番号】	(0538) 32 - 1103
【事務連絡者氏名】	財務部長 石井 武夫
【最寄りの連絡場所】	ヤマハ発動機株式会社 東京事務所 東京都千代田区丸の内二丁目1番1号 丸の内マイプラザ15階
【電話番号】	(03) 5220 - 7200
【事務連絡者氏名】	東京事務所長 齋藤 隆彦
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第77期 第1四半期連結 累計期間	第78期 第1四半期連結 累計期間	第77期
会計期間	自 平成23年 1月1日 至 平成23年 3月31日	自 平成24年 1月1日 至 平成24年 3月31日	自 平成23年 1月1日 至 平成23年 12月31日
売上高 (百万円)	318,597	315,910	1,276,159
経常利益 (百万円)	26,308	16,997	63,495
四半期(当期)純利益 (百万円)	13,446	11,523	26,960
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	25,788	35,223	8,658
純資産額 (百万円)	331,893	336,202	309,914
総資産額 (百万円)	1,035,252	1,013,823	900,420
1株当たり四半期(当期)純利益金額 (円)	38.52	33.01	77.23
潜在株式調整後 1株当たり四半期(当期)純利益金額 (円)	38.51	—	77.23
自己資本比率 (%)	28.7	30.3	31.2
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△3,078	△22,949	33,328
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△13,469	△9,668	△46,517
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	9,786	34,970	△51,927
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高 (百万円)	198,471	142,624	133,593

(注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成していますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載していません。

2 売上高に消費税等は含まれていません。

3 第77期第1四半期連結累計期間の四半期包括利益の算定にあたり、「包括利益の表示に関する会計基準」(企業会計基準第25号 平成22年6月30日)を適用し、遡及処理しています。

4 第78期第1四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載していません。

2【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社についても異動はありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。

また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

2 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループが判断したものです。

(1) 経営成績の分析

当第1四半期連結累計期間の経済環境は、米国では企業収益や雇用情勢の改善など経済は緩やかな回復を続けましたが、欧州では債務危機を背景として個人消費が低迷するなど引き続き経済は低調に推移しました。一方、アジア・中南米など新興国では、内需が底堅く推移しており景気は概ね堅調に推移したもの、経済成長のペースは鈍化しました。また、日本では震災・タイ洪水の影響からの生産の回復や超円高の一服などがあり、景気は緩やかな持ち直しの動きが見られました。

当第1四半期連結累計期間の販売は、マリン事業が米国などで増加し、特機事業及び自動車用エンジンも増加しました。一方、二輪車事業は米国で増加しましたが、アジアでは減少しました。また、前年同期に対し円高になったことによる為替換算影響が△146億円ありました。これらの結果、売上高は3,159億円（前年同期比0.8%減少）となりました。

利益面は、円高影響に加え、前年同期に製造物賠償責任引当金の戻入れ31億円があった影響や将来の成長に向けた開発費の増加などにより、営業利益は124億円（同39.7%減少）、経常利益は170億円（同35.4%減少）、四半期純利益は115億円（同14.3%減少）となりました。

なお、当第1四半期連結累計期間の為替換算レートは米ドル79円（同3円の円高）、ユーロ104円（同9円の円高）となりました。

セグメント別の概況

〔二輪車〕

米国では需要回復により販売台数が増加し、欧州では需要は引き続き低調に推移しましたが、新商品投入により販売台数は前年同期並みを維持しました。一方、新興国での販売台数は、総需要の伸長によりタイ・ベトナム・インドでは増加しましたが、インドネシア・ブラジルなどで減少しました。これらの結果、二輪車事業全体での販売台数は160万台（前年同期比9万台、5.4%減少）となり、売上高は販売台数減少や円高影響により2,099億円（同4.5%減少）、営業利益は54億円（同59.0%減少）となりました。

また、当第1四半期連結累計期間においては、主な新商品として、アセアンでは燃費性能に優れたフュエル・インジェクション（FI）搭載スクーターとして、タイでは1月にFilano、Mio115i、3月にTTX、NOUVO SX、インドネシアでは2月にMio J、ベトナムでは3月にNOUVO SXを投入しました。これらに加えてインドネシアでは若い女性向けのFino、また欧州では堅調なコミューター市場へのスクーターTMAX、Xenter（125/150cc）など、積極的に新商品の市場導入を行いました。

〔マリン〕

需要回復により米国での船外機・ウォータービークルの販売台数が増加しました。また、ロシア・中南米・アジアなどでも引き続き船外機の需要が拡大しました。これらの結果、マリン事業全体では、売上高は546億円（前年同期比7.8%増加）となりましたが、営業利益は円高影響により42億円（同0.6%増加）にとどまりました。

〔特機〕

四輪バギーの販売台数は前年同期並みで推移し、また、防災意識の高まりにより日本での発電機の販売台数が増加しました。これらの結果、特機事業全体での売上高は、円高影響はありましたが221億円（前年同期比1.7%増加）となりました。営業利益は、前年同期に製造物賠償責任引当金の戻入れ31億円があった影響などもあり、1億円の営業損失（前年同期は営業利益6億円）となりました。

〔産業用機械・ロボット〕

サーフェスマウンターの売上高は、スマートフォンやタブレット端末関連需要により、アジア向けが増加しましたが、全般的には設備投資の抑制傾向が続き、日本・欧米向けが減少しました。これらの結果、産業用機械・ロボット事業全体では売上高は76億円（前年同期比8.8%減少）、営業利益は開発費の増加などもあり8億円（同54.4%減少）となりました。

[その他]

自動車用エンジンの売上高が、震災の影響を受けた前年同期に比べ増加し、また、電動アシスト自転車の売上高が前年同期並に推移したことなどにより、その他の事業全体では、売上高は217億円（前年同期比19.3%増加）、営業利益は21億円（同142.7%増加）となりました。

(2) 財政状態の分析

当第1四半期連結会計期間末の財政状態につきましては、為替換算影響もあり流動資産が前期末比945億円増加したことなどにより、総資産は同1,134億円増加の1兆138億円となりました。また、四半期純利益115億円、配当金の支払い54億円により株主資本が同60億円増加したことや、前期末比で円安になったことに伴う為替換算調整勘定の変動170億円などにより、純資産は同263億円増加の3,362億円となりました。これらの結果、自己資本比率は30.3%、D/Eレシオ（グロス）は1.1倍となりました。

(3) キャッシュ・フローの状況

当第1四半期連結累計期間のキャッシュ・フローにつきましては、営業活動によるキャッシュ・フローは△229億円、投資活動によるキャッシュ・フローは△97億円となりました。これらにより、フリー・キャッシュ・フローは△326億円となりました。また、財務活動によるキャッシュ・フローは350億円となりました。

[営業活動によるキャッシュ・フロー]

当第1四半期連結累計期間においては229億円のマイナス（前年同期は31億円のマイナス）となりました。これは、税金等調整前四半期純利益169億円（前年同期は255億円）に対し、北米・欧州などにおける販売シーズンに向けた二輪車・マリン商品の出荷などに伴う売上債権の増加354億円（前年同期は234億円の増加）など運転資金が増加したことによります。

[投資活動によるキャッシュ・フロー]

当第1四半期連結累計期間においては97億円のマイナス（前年同期は135億円のマイナス）となりました。これは、インドネシア・インドでの生産設備の取得などによります。

[財務活動によるキャッシュ・フロー]

当第1四半期連結累計期間においては350億円のプラス（前年同期は98億円のプラス）となりました。これは、運転資金の増加に伴い短期借入により資金を調達したことなどによります。

これらの結果、当第1四半期連結会計期間末の有利子負債は3,315億円、現金及び現金同等物は1,426億円となりました。なお、有利子負債には販売金融に関する借入金が、1,335億円含まれています。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結累計期間において、当社グループの事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項）は次のとおりです。

① 基本方針の内容の概要

当社は、当社の事業領域である、二輪車事業、マリン事業、特機事業等において、多くの世界市場をリードする商品を生み出してまいりました。独自技術の開発には長期的視野にたった継続的な資源の投入を必要としますが、その過程で得られた独創性の高い技術・ノウハウの蓄積、開発努力を通じて獲得された特定の市場分野における知識・情報、長年にわたる問題解決を通じて醸成された取引先との深い信頼関係、専門分野に通暁した質の高い人材等は、当社の競争優位性をさらに向上させており、将来においても当社の企業価値の源泉をなす重要な経営資源であると考えます。また、当社の活動領域は事業活動のみならず、社会貢献活動、環境保護活動等に及んでおり、これらがシナジー効果を生むことによってコーポレートブランドの価値となり、当社のブランド価値や企業価値を築いていると認識しております。かかるブランド価値、企業価値のさらなる向上を図るために、ニューモデルの積極的な投入、特に新技術の導入による新たな付加価値のある製品の開発が不可欠ですが、これを可能とするためには、新技術を生むための研究・開発のさらなる推進が重要となります。また、環境に配慮した低燃費エンジンの開発や電動二輪車等の次世代環境技術は将来高収益・規模成長が期待できる事業領域ですが、かかる事業領域で当社グループが収益をあげていくためには、事業の基礎となる研究・開発を積極的に推進することが不可欠です。こうしたブランド価値、企業価値の源泉に対する理解に欠ける者が当社を買収して財務及び事業の方針の決定を支配し、短期的な経済的効率性のみを重視して競争力を毀損する過度な生産コストや研究開発コストの削減を行うなど、中長期的視点からの継続的・計画的な経営方針に反する行為を行うことは、企

業価値及び株主共同の利益が毀損されることにつながります。また、これらに限らず株式の買付行為の中には、その態様によっては、企業価値及び株主共同の利益を害するものも存在します。

このようなことに対処するためには、当社株式の買収者が意図する経営方針や事業計画の内容、買収提案が当社株主や当社の経営に与える影響、当社を取り巻く多くの関係者に対する影響、製品の安全性をはじめとした社会的責任に対する考え方等について、事前の十分な情報開示がなされ、また、相応の検討期間・交渉力等も確保される必要があると考えております。

② 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取組みの概要

「感動創造企業－世界の人々に新たな感動と豊かな生活を提供する」という企業目的を達成するために中長期的視点から継続的・計画的な下記の諸施策を通じて企業価値・株主共同の利益の確保・向上に努めております。

(イ) 中期経営計画に基づく企業価値向上の取組み

中期経営計画(平成22年度から平成24年度まで)において、平成22年より進めている構造改革をさらに加速させ、早期に収益体質を確立し、将来的な成長シナリオの実現に向け、次の重要課題に取組んでまいります。

(a) 先進国事業については、今後の需要をさらに厳しく想定し、目標とする損益分岐点生産台数をもう一段引き下げ、グローバル生産体制の再編、人員体制のスリム化により固定費の削減を行います。さらに、海外調達の拡大などにより調達コストを削減します。これらの改革に取組み、収益改善を進めます。

(b) 成長が期待される新興国二輪車事業は、お客様のニーズに対応した商品力を強化し、需要拡大の見込まれるアジア市場に低価格で魅力ある商品を提供します。現地メーカーからの部品の調達の拡大を行い、さらなるコストダウンによる競争力向上で事業拡大を目指してまいります。

(c) 次世代環境技術の早期商品化に向けた取組みを推進します。二輪車・船外機の環境に配慮した低燃費エンジンの開発、電動二輪車の市場投入に向けた取組みに加え、需要の伸長が期待される電動アシスト自転車の海外展開を行います。

(ロ) コーポレート・ガバナンス(企業統治)の強化による企業価値向上の取組み

当社は、コーポレート・ガバナンスを「長期的な企業価値最大化のために、経営体制を規律していくこと」と認識し、意思決定の迅速化や取締役の業績責任の明確化、透明性のある取締役人事・報酬制度の整備などに取組んでまいりました。具体的には、執行役員制を導入するとともに、社外取締役を複数名選任し、経営の執行と監督の分離に取組む一方、取締役の株主の皆様に対する責任を明確にするため、その任期を2年から1年に短縮いたしました。また、任意の委員会として常勤取締役及び社外取締役若干名からなる「役員人事委員会」を設置し、取締役・執行役員の候補者や報酬制度・報酬額についての審議を通じて、妥当性・透明性の向上を図っております。同委員会の審議に基づき、業績連動性の高い報酬制度への変革や役員退職慰労金の廃止を行いました。今後も、取締役会の役割を「グループの基本方針の承認と業務執行の監督」、執行役員の役割を「グループの経営及び業務執行」と明確化し、これに合致した経営体制の構築に取組んでまいります。

③ 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの概要

当社は、企業価値及び株主共同の利益を確保向上するための方策として、平成22年3月25日開催の第75期定期株主総会においてご承認いただいた「当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）の更新の件」の内容に従い、新株予約権の無償割当てを活用した方策（以下「本プラン」といいます。）を導入しております。本プランの概要は以下のとおりです。

(イ) 取締役会は、その決議により企業価値委員会を設置するものとします。企業価値委員会は、取締役会から付議される買収提案を検討し、勧告決議を行うかどうかを審議するほか、取締役会から付議される他の事項を審議するものとし、その決議は、全委員の過半数により行うものとします。企業価値委員会の委員は当社の社外役員のみから選任されるものとします。

(ロ) 取締役会は、特定買収行為を企図する者に対して、特定買収行為に関する提案（特定買収行為を企図する者（グループ会社その他の関係者を含みます。）に関する事項、買収の目的、買収後の当社の経営方針と事業計画、対価の算定の基礎とその経緯、買収資金の裏付け、当社の利害関係者に与える影響その他下記（二）（a）ないし（g）記載の事項に関連する情報として当社が合理的に求める必要情報が記載されるものとします。必要情報が記載された当該提案を以下「買収提案」といい、買収提案を行った者を以下「買収提案者」といいます。）を予め書面により当社に提出し確認決議を求めるよう要請するものとし、特定買収行為を企図する者は、その実行に先立ち買収提案を提出して確認決議を求めるものとします。

「確認決議」とは、下記（ハ）に定める企業価値委員会が行った勧告決議を受けてなされる新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の無償割当等を行わない旨の取締役会決議をいいます。

なお、本プランの迅速な運営を図る観点から、必要情報が不足していることにより買収提案とは認められない提案につき、当該当社株式の取得に係る提案を行った者に対し、当社は必要に応じて情報提供を要請する場合があります。この場合、最初の情報提供要請を当該提案者に対して行った日から起算して60営業日を上限として、提案者に対して情報提供を要請しかつ当該提案者が回答を行う期間(以下「情報提供要請期間」といいます。)を設定することを基本とし、万が一必要情報が十分に揃わない場合であっても情報提供要請期間の満了をもって企業価値委員会の検討・審議期間を開始することを基本方針といたします。なお、合理的な理由に基づく延長要請があった場合には、必要に応じて情報提供要請期間を延長することができるものとしますが、当該延長期間も30営業日を上限とするものとします。

- (ハ) 取締役会は、受領した買収提案を、企業価値委員会に速やかに付議することとします。企業価値委員会は、買収提案を検討し、当該買収提案について取締役会が確認決議を行うべきである旨を勧告する決議(以下「勧告決議」といいます。)を行うかどうかを審議します。企業価値委員会の決議結果は開示されるものとします。企業価値委員会の検討・審議期間は、取締役会による買収提案受領日又は情報提供要請期間の満了日のいずれか早い日から60営業日(対価を円貨の現金のみとした買付上限株数を設けない買収提案以外の場合には90営業日。)を目安とし、合理的理由がない限りこれらの期間は延長されないものとします(延長される場合には当該理由について開示いたします。)。
- (二) 企業価値委員会における勧告決議の検討・審議は、当該買収提案が企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に適うものであるかどうかの観点から真摯に行われるものとします。なお、企業価値委員会は、以下に掲げる事項が全て充たされていると認められる買収提案については、勧告決議を行わなければならぬものとし、また、以下に掲げる事項の一部を充たさない買収提案であっても企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に照らして相当であると認められる場合には勧告決議を行うものとします。
- (a) 下記のいずれの類型にも該当しないこと
- (I) 株式を買い占め、その株式について当社又はその関係者に対して高値で買取りを要求する行為
 - (II) 当社を一時的に支配して当社の重要な資産等を移転させるなど、当社の犠牲の下に買収提案者又はそのグループ会社その他の関係者の利益を実現する経営を行う行為
 - (III) 当社の資産を買収提案者又はそのグループ会社その他の関係者の債務の担保や弁済原資として流用する行為
 - (IV) 当社の経営を一時的に支配して将来の事業展開、商品開発等に必要な資産や資金を減少させてその処分利益をもって一時的な高配当やそれによる株価の急騰をねらって高値で売り抜けるなど、当社の継続的発展を犠牲にして一時的な高い収益その他のリターンを得ようとする行為
 - (V) 特定買収行為を行う者による支配権の取得により、当社の企業価値の源泉をなす重要な経営資源(独創性の高い技術・ノウハウ、特定の市場分野における知識・情報、長期にわたり醸成された取引先との深い信頼関係、専門分野に通暁した質の高い人材等)を不当に害することで買収提案者又はそのグループ会社その他の関係者が利益をあげる態様の行為
- (b) 当該買収提案に係る取引の仕組み及び内容等が、関連する法令及び規則等を遵守したものであること
- (c) 当該買収提案に係る取引の仕組み及び内容が、強圧的二段階買付(最初の買付けで全株式の買付けを勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付けを行うことをいいます。)その他買収に応じることを当社株主に事実上強要するおそれがあるものではないこと
- (d) 当該買収提案を検討するために必要でかつ虚偽のない情報が、当社の要請等に応じて適時に提供されていること、その他本プランの手続に即した真摯な対応がなされていること
- (e) 当該買収提案を当社が検討(代替案を検討し当社株主に対して提示することを含む。)するための期間(買収提案の受領日から60営業日(対価を円貨の現金のみとした買付上限株数を設けない買収提案以外の場合には90営業日。なお、これらの日数を超える合理的理由がある場合は当該日数。))が確保されていること
- (f) 当社の企業価値及び株主共同の利益に照らして著しく不十分又は不適切であると認められる条件による買収提案ではないこと
- (g) その他企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に適うものであると合理的に認められること
- (ホ) 取締役会の確認決議は、企業価値委員会の勧告決議に基づいてなされるものとします。取締役会は、企業価値委員会から勧告決議がなされた場合、取締役としての善管注意義務に明らかに反する特段の事情がない限り、速やかに確認決議を行わなければならないものとし、確認決議を受けた買収提案に対して本新株予約権の無償割当等を行うことができないものとします。

(ヘ) 確認決議を得ない特定買収行為が行われた場合、取締役会は、無償割当等の基準日等を定め本新株予約権の無償割当等を行い、当該基準日時点の株主に本新株予約権を割り当てるものとします。但し、無償割当等の基準日以前の日で取締役会が定める日までに特定買収者の株券等保有割合が20%を下回ったことが明らかになった場合(これに準じる特段の事情が生じたと取締役会が認めた場合を含みます。)には、取締役会は当該無償割当等を中止し、その効力を生じさせないことができます。なお、本新株予約権の強制取得の対価として、特定買収者等に対する現金交付は行わないものとします。

(4) 取締役会の判断及びその理由

本プランは、企業価値及び株主共同の利益の確保・向上を目的として導入されるものですが、その合理性を高めるため以下のような特段の工夫を施しております。

(イ) 本プランは、平成22年3月25日開催の第75期定時株主総会において株主の皆様の承認を受けております。

(ロ) 当社取締役の任期は1年であり、任期期差制や解任要件の普通決議からの加重等も行っておりません。従って、1回の株主総会普通決議による取締役の選解任を通じて、取締役会決議により本プランを廃止することが可能であり、この点においても株主の皆様の意思が反映されることとなっております。

(ハ) 本プランにおける判断の中立性を担保するため、当社の業務執行に従事していない独立性が確保された当社社外役員のみから構成される企業価値委員会が、買収提案の内容につき検討を行い、会社に対し負う当社役員としての法的義務を背景に、企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に適うものであるかどうかの観点から買収提案について真摯に審議します。

そして、企業価値委員会から取締役会に対し、確認決議を行うべきである旨の勧告決議がなされた場合、取締役会は、取締役としての善管注意義務に明らかに反する特段の事情がない限り、同勧告決議に従い確認決議を行わなければならないこととされています。

(ニ) 企業価値委員会は、上記③(ニ)(a)ないし(g)に掲げる事項が全て充たされていると認められる買収提案については、勧告決議を行わなければならないものとされ、また、当該事項の一部を充たさない買収提案であっても企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に照らして相当であると認められる場合には勧告決議を行うものとされており、客觀性を高めるための仕組みが採られています。

(ホ) 株主総会におけるご承認の有効期間を第75期定時株主総会から3年に設定しております。有効期間中は、当該総会承認の授権の範囲内で、取締役会が1年ごとに本プランの内容を決定することとしており、関連する法制度の動向その他当社を取り巻く様々な状況に対応することが可能となっております。3年が経過した時点で、取締役会は、附帯条件の見直し等を含め、改めて株主意思の確認を行い、株主の皆様にご判断いただくことを予定しております。但し、有効期間内であっても、本プランは、上記④(ロ)にも記載のとおり、株主総会普通決議による取締役の選解任等を通じて、取締役会決議によりいつでも廃止可能あります。

(ヘ) 本プランは、経済産業省及び法務省が定めた平成17年5月27日付「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」が求める適法性の要件(新株予約権等の発行の差止めを受けることがないために充たすべき要件)、合理性の要件(株主や投資家等関係者の理解を得るために要件)を全て充たしております。また、経済産業省企業価値研究会の平成20年6月30日付報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の提言内容にも合致しております。

(5) 研究開発活動

当第1四半期連結累計期間における当社グループ全体の研究開発費の総額は、163億円となりました。なお、当第1四半期連結累計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

第3【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	900,000,000
計	900,000,000

② 【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末現在発行数 (株) (平成24年3月31日)	提出日現在発行数（株） (平成24年5月15日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	349,757,784	349,757,784	東京証券取引所 市場第一部	単元株式数 100株
計	349,757,784	349,757,784	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金 増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成24年1月1日～ 平成24年3月31日	—	349,757,784	—	85,666	—	73,941

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成23年12月31日）に基づく株主名簿による記載をしています。

①【発行済株式】

平成23年12月31日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式（自己株式等）	—	—	—
議決権制限株式（その他）	—	—	—
完全議決権株式（自己株式等）	（自己保有株式） 普通株式 623,800 (相互保有株式) 普通株式 89,600	—	単元株式数100株
完全議決権株式（その他）	普通株式 348,899,400	3,488,959	同上
単元未満株式	普通株式 144,984	—	同上
発行済株式総数	349,757,784	—	—
総株主の議決権	—	3,488,959	—

(注) 1 「完全議決権株式（その他）」の株式数の欄には、証券保管振替機構名義の株式3,500株が含まれていますが、議決権の数の欄には同機構名義の議決権35個は含まれていません。

2 「単元未満株式」には、当社所有の自己株式82株及び相互保有株式が次のとおり含まれています。

サクラ工業株式会社 59株、A. I. S 株式会社 50株

②【自己株式等】

平成23年12月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数に 対する所有 株式数の割合 (%)
(自己保有株式) ヤマハ発動機株式会社	静岡県磐田市新貝2500番地	623,800	—	623,800	0.18
(相互保有株式) サクラ工業株式会社	静岡県浜松市東区半田町 18番地	89,400	—	89,400	0.03
(相互保有株式) A. I. S 株式会社	静岡県浜松市東区有玉西町 777番地の1	200	—	200	0.00
計	—	713,400	—	713,400	0.20

(注) サクラ工業株式会社及びA. I. S 株式会社の他人名義所有株式数に、当社の取引先会社で構成される持株会（名称：ヤマハ発動機協力会社持株会、住所：静岡県磐田市新貝2500番地）名義の株式数は含めていません。

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4 【経理の状況】

1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しています。

なお、四半期連結財務諸表規則第5条の2第2項により、四半期連結キャッシュ・フロー計算書を作成しています。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間（平成24年1月1日から平成24年3月31日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成24年1月1日から平成24年3月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けています。

1 【四半期連結財務諸表】

(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年12月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成24年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	133,707	142,620
受取手形及び売掛金	166,531	215,209
商品及び製品	134,215	159,433
仕掛品	39,971	44,122
原材料及び貯蔵品	39,372	41,630
その他	53,705	59,631
貸倒引当金	△6,297	△6,992
流動資産合計	561,205	655,656
固定資産		
有形固定資産	248,430	258,618
無形固定資産	3,469	3,797
投資その他の資産		
投資その他の資産	88,911	97,542
貸倒引当金	△1,596	△1,792
投資その他の資産合計	87,314	95,750
固定資産合計	339,214	358,166
資産合計	900,420	1,013,823
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	121,974	147,613
短期借入金	42,919	85,350
1年内返済予定の長期借入金	69,398	39,660
未払法人税等	2,853	4,020
賞与引当金	9,292	15,207
製品保証引当金	25,112	24,487
その他の引当金	1,137	1,429
その他	93,727	90,077
流動負債合計	366,415	407,846
固定負債		
長期借入金	162,403	206,538
退職給付引当金	39,611	40,921
製造物賠償責任引当金	6,261	5,707
その他の引当金	1,329	1,324
その他	14,484	15,281
固定負債合計	224,090	269,774
負債合計	590,505	677,621

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年12月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成24年3月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	85,666	85,666
資本剰余金	74,582	74,582
利益剰余金	249,478	255,436
自己株式	△683	△684
株主資本合計	409,044	415,001
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	△1,470	1,492
土地再評価差額金	11,050	11,050
為替換算調整勘定	△137,860	△120,859
その他の包括利益累計額合計	△128,280	△108,316
新株予約権	109	109
少数株主持分	29,042	29,408
純資産合計	309,914	336,202
負債純資産合計	900,420	1,013,823

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】
 【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成23年1月1日 至 平成23年3月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成24年1月1日 至 平成24年3月31日)
売上高	318,597	315,910
売上原価	245,510	249,866
売上総利益	73,087	66,043
販売費及び一般管理費	52,463	53,612
営業利益	20,623	12,431
営業外収益		
受取利息	2,171	1,721
持分法による投資利益	1,003	273
為替差益	2,193	2,111
その他	2,842	2,930
営業外収益合計	8,209	7,035
営業外費用		
支払利息	1,685	1,855
その他	839	614
営業外費用合計	2,525	2,469
経常利益	26,308	16,997
特別利益		
固定資産売却益	88	47
特別利益合計	88	47
特別損失		
固定資産売却損	28	9
固定資産処分損	139	142
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	552	—
災害による損失	172	—
特別損失合計	893	151
税金等調整前四半期純利益	25,503	16,893
法人税、住民税及び事業税	8,488	6,836
法人税等調整額	1,352	△2,512
法人税等合計	9,841	4,324
少数株主損益調整前四半期純利益	15,661	12,568
少数株主利益	2,215	1,044
四半期純利益	13,446	11,523

【四半期連結包括利益計算書】
【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成23年1月1日 至 平成23年3月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成24年1月1日 至 平成24年3月31日)
少数株主損益調整前四半期純利益	15,661	12,568
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	△797	2,959
為替換算調整勘定	10,497	18,914
持分法適用会社に対する持分相当額	425	780
その他の包括利益合計	10,126	22,655
四半期包括利益	25,788	35,223
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	23,070	31,549
少数株主に係る四半期包括利益	2,717	3,674

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成23年1月1日 至 平成23年3月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成24年1月1日 至 平成24年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益	25,503	16,893
減価償却費	7,718	8,017
退職給付引当金の増減額（△は減少）	1,432	738
製造物賠償責任引当金の増減額（△は減少）	△4,103	△660
受取利息及び受取配当金	△2,252	△1,727
支払利息	1,685	1,855
持分法による投資損益（△は益）	△1,003	△273
有形及び無形固定資産売却損益（△は益）	△59	△38
有形及び無形固定資産処分損益（△は益）	139	142
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	552	—
売上債権の増減額（△は増加）	△23,427	△35,361
たな卸資産の増減額（△は増加）	△4,739	△17,401
仕入債務の増減額（△は減少）	5,378	14,416
その他	△2,322	△1,427
小計	4,501	△14,827
利息及び配当金の受取額	2,498	2,112
利息の支払額	△1,856	△1,986
法人税等の支払額	△8,222	△8,247
営業活動によるキャッシュ・フロー	△3,078	△22,949
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	△557	△92
定期預金の払戻による収入	1,211	208
有形及び無形固定資産の取得による支出	△12,847	△9,349
有形及び無形固定資産の売却による収入	518	372
その他	△1,794	△807
投資活動によるキャッシュ・フロー	△13,469	△9,668
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金及びコマーシャル・ペーパーの増減額 (△は減少)	15,116	38,130
長期借入れによる収入	1,153	42,491
長期借入金の返済による支出	△6,443	△37,009
自己株式の増減額（△は増加）	△0	△0
配当金の支払額	—	△5,411
少数株主への配当金の支払額	△6	△3,080
その他	△33	△149
財務活動によるキャッシュ・フロー	9,786	34,970
現金及び現金同等物に係る換算差額	1,257	6,131
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	△5,504	8,483
現金及び現金同等物の期首残高	203,878	133,593
新規連結に伴う現金及び現金同等物の増加額	97	548
現金及び現金同等物の四半期末残高	※ 198,471	※ 142,624

【追加情報】

当第1四半期連結累計期間
(自 平成24年1月1日
至 平成24年3月31日)

(会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用)

当第1四半期連結会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用しています。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

前連結会計年度 (平成23年12月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成24年3月31日)												
<p>1 偶発債務は次のとおりです。 下記の会社の金融機関借入金に関して保証等を行っています。 (関係会社)</p> <table> <tr> <td>あまがさき健康の森㈱</td> <td>268百万円</td> </tr> <tr> <td>(その他)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>株式会社エンルムマリーナ室蘭</td> <td>49</td> </tr> <tr> <td>株式会社マリーナ河芸</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td><u>計</u></td> <td><u>323</u></td> </tr> </table> <p>上記の金額には保証類似行為によるものが274百万円含まれています。</p>	あまがさき健康の森㈱	268百万円	(その他)		株式会社エンルムマリーナ室蘭	49	株式会社マリーナ河芸	5	<u>計</u>	<u>323</u>	<p>1 偶発債務は次のとおりです。 下記の会社の金融機関借入金に関する保証類似行為によるものです。 (関係会社)</p> <table> <tr> <td>あまがさき健康の森㈱</td> <td>268百万円</td> </tr> </table>	あまがさき健康の森㈱	268百万円
あまがさき健康の森㈱	268百万円												
(その他)													
株式会社エンルムマリーナ室蘭	49												
株式会社マリーナ河芸	5												
<u>計</u>	<u>323</u>												
あまがさき健康の森㈱	268百万円												
2 受取手形割引高は2,414百万円です。	2 受取手形割引高は1,151百万円です。												

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第1四半期連結累計期間 (自 平成23年1月1日 至 平成23年3月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成24年1月1日 至 平成24年3月31日)																				
<p>※ 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目的金額との関係 (平成23年3月31日現在)</p> <table> <tr> <td>現金及び預金勘定</td> <td>199,444百万円</td> </tr> <tr> <td>預入期間が3ヶ月を超える</td> <td>△1,467</td> </tr> <tr> <td>定期預金</td> <td></td> </tr> <tr> <td>流動資産のその他</td> <td>494</td> </tr> <tr> <td><u>現金及び現金同等物</u></td> <td><u>198,471</u></td> </tr> </table>	現金及び預金勘定	199,444百万円	預入期間が3ヶ月を超える	△1,467	定期預金		流動資産のその他	494	<u>現金及び現金同等物</u>	<u>198,471</u>	<p>※ 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目的金額との関係 (平成24年3月31日現在)</p> <table> <tr> <td>現金及び預金勘定</td> <td>142,620百万円</td> </tr> <tr> <td>預入期間が3ヶ月を超える</td> <td>△254</td> </tr> <tr> <td>定期預金</td> <td></td> </tr> <tr> <td>流動資産のその他</td> <td>258</td> </tr> <tr> <td><u>現金及び現金同等物</u></td> <td><u>142,624</u></td> </tr> </table>	現金及び預金勘定	142,620百万円	預入期間が3ヶ月を超える	△254	定期預金		流動資産のその他	258	<u>現金及び現金同等物</u>	<u>142,624</u>
現金及び預金勘定	199,444百万円																				
預入期間が3ヶ月を超える	△1,467																				
定期預金																					
流動資産のその他	494																				
<u>現金及び現金同等物</u>	<u>198,471</u>																				
現金及び預金勘定	142,620百万円																				
預入期間が3ヶ月を超える	△254																				
定期預金																					
流動資産のその他	258																				
<u>現金及び現金同等物</u>	<u>142,624</u>																				

(株主資本等関係)

前第1四半期連結累計期間（自 平成23年1月1日 至 平成23年3月31日）

1 配当金支払額

該当事項はありません。

2 株主資本の金額の著しい変動

平成23年3月24日開催の第76期定時株主総会決議に基づき、資本準備金23,814百万円、利益準備金3,775百万円を減少させ、それぞれその他資本剰余金と繰越利益剰余金に振替えるとともに、その他資本剰余金のうち23,565百万円を繰越利益剰余金に振替え、欠損を填補しました。

当第1四半期連結累計期間（自 平成24年1月1日 至 平成24年3月31日）

1 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日	配当の原資
平成24年3月23日 定時株主総会	普通株式	5,411	15円50銭	平成23年12月31日	平成24年3月26日	利益剰余金

2 株主資本の金額の著しい変動

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間（自 平成23年1月1日 至 平成23年3月31日）

報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：百万円)

	報告セグメント					その他 (注) 1	合計	調整額	四半期連結 損益計算書 計上額
	二輪車	マリン	特機	産業用機械 ・ロボット	計				
売上高									
外部顧客への売上高	219,730	50,636	21,730	8,351	300,448	18,148	318,597	-	318,597
セグメント間の 内部売上高又は振替高	-	-	-	-	-	6,421	6,421	△6,421	-
計	219,730	50,636	21,730	8,351	300,448	24,570	325,019	△6,421	318,597
セグメント利益 (注) 2	13,286	4,202	593	1,668	19,750	873	20,623	0	20,623

(注) 1 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、自動車用エンジン、自動車用コンポーネント、電動アシスト自転車、産業用無人ヘリコプターに係る事業を含んでいます。

2 セグメント利益の合計は、四半期連結損益計算書の営業利益と一致しています。

当第1四半期連結累計期間（自 平成24年1月1日 至 平成24年3月31日）

1 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：百万円)

	報告セグメント					その他 (注) 1	合計	調整額	四半期連結 損益計算書 計上額
	二輪車	マリン	特機	産業用機械 ・ロボット	計				
売上高									
外部顧客への売上高	209,948	54,579	22,103	7,619	294,250	21,659	315,910	-	315,910
セグメント間の 内部売上高又は振替高	-	-	-	-	-	6,654	6,654	△6,654	-
計	209,948	54,579	22,103	7,619	294,250	28,313	322,564	△6,654	315,910
セグメント利益 又は損失(△) (注) 2	5,447	4,228	△124	760	10,312	2,119	12,431	0	12,431

(注) 1 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、自動車用エンジン、自動車用コンポーネント、電動アシスト自転車、産業用無人ヘリコプターに係る事業を含んでいます。

2 セグメント利益又は損失(△)の合計は、四半期連結損益計算書の営業利益と一致しています。

2 報告セグメントの変更等に関する事項

前連結会計年度において、量的重要性が増加したことに伴い、前第3四半期連結累計期間まで「その他」に含めていた「産業用機械・ロボット」を報告セグメントとしています。

なお、前第1四半期連結累計期間のセグメント情報は、変更後の報告セグメントの区分に基づき作成しています。

(1 株当たり情報)

1 株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎、潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりです。

	前第 1 四半期連結累計期間 (自 平成23年 1月 1日 至 平成23年 3月 31日)	当第 1 四半期連結累計期間 (自 平成24年 1月 1日 至 平成24年 3月 31日)
(1) 1 株当たり四半期純利益金額	38円52銭	33円01銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額（百万円）	13, 446	11, 523
普通株主に帰属しない金額（百万円）	—	—
普通株式に係る四半期純利益金額（百万円）	13, 446	11, 523
普通株式の期中平均株式数（株）	349, 096, 688	349, 095, 022
(2) 潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額	38円51銭	—
(算定上の基礎)		
四半期純利益調整額（百万円）	—	—
普通株式増加数（株）	19, 642	—
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	平成22年 5月 28日取締役会決議 ストック・オプション（株式の数 56, 500株）は希薄化効果を有することとなりました。	平成21年 5月 29日取締役会決議 ストック・オプション（株式の数 112, 000株）は希薄化効果を有しなくなりました。

(注) 当第 1 四半期連結累計期間の潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載していません。

(重要な後発事象)

当第 1 四半期連結会計期間（自 平成24年 1月 1日 至 平成24年 3月 31日）
該当事項はありません。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成24年5月15日

ヤマハ発動機株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 藤田 和弘 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 滝口 隆弘 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 塚原 正彦 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているヤマハ発動機株式会社の平成24年1月1日から平成24年12月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成24年1月1日から平成24年3月31日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成24年1月1日から平成24年3月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、ヤマハ発動機株式会社及び連結子会社の平成24年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。